農地等の利用の最適化の推進に関する指針

策　　定　　令和４年１月31日
最終変更　　令和８年10月30日
長野市農業委員会

１　基本的な考え方

本市では、変化に富んだ地形と自然環境を巧みに活用し、果樹・きのこ・野菜等の多種多様な農業生産が行われている。特にリンゴ・ブドウ・モモをはじめとする果樹栽培は、農業生産額の５割以上を占める本市農業生産の中心的存在であるが、近年では栽培面積・生産額共に減少傾向にある。

一方で、農業者の高齢化や減少が顕著になっている。遊休農地の新規発生は、中山間地域はもとより平坦地でも懸念され、その発生防止と解消が求められている。このため、農地の受け手となる担い手を確保・育成するとともに、多様な担い手の参入を促進する必要がある。また、地域計画に位置付けられた者に対しては、その農業経営基盤の強化を図るため、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約を積極的に推進する必要がある。

こうした現状を踏まえ、当農業委員会は、農地等利用最適化の推進（遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の集積・集約化、新規参入の促進）を図るため、農業委員会等に関する法律第７条第１項に基づく指針を次のとおり策定する。

〈本指針に関する留意事項〉
① 指針は「長野市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」及び「長野市農業振興アクションプラン」を踏まえたものとする。
② 指針には、農地等利用最適化の推進に関する３年後及び10年後の目標値を定める。
③ 指針は、農業委員・農地利用最適化推進委員の改選が行われた年、その他必要に応じて変更を行う。
④ 指針を変更する際、上記②の目標値は、変更の時点を基準として新たに設定する。
⑤ 年度ごとの具体的な目標は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和４年２月２日付け３経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和４年２月25日付け経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」において定める。
⑥ 目標の達成状況を評価する際には、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会による農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」による実績値を用いる。

2　目標と推進方法

(1) 遊休農地の発生防止・解消

<table>
<tr><td>目　　標</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>管内の農地面積
(A)</th><th>遊休農地面積
(B)</th><th>遊休農地の割合
(B/A)</th></tr>
<tr><td>現　　状
令和８年４月</td><td>7,840 ha</td><td>80.91 ha</td><td>1.03 %</td></tr>
<tr><td>３年後の目標
令和11年４月</td><td>7,690 ha</td><td>79.21 ha</td><td>1.03 %</td></tr>
<tr><td>10年後の目標
令和18年４月</td><td>7,340 ha</td><td>75.60 ha</td><td>1.03 %</td></tr>
</table>
※ 遊休農地は緑区分遊休農地及び黄区分遊休農地の合計。
</td></tr>
<tr><td>評価方法</td><td>目標の達成状況は「遊休農地の割合」により評価する。</td></tr>
<tr><td>目標設定の考え方</td><td>農業者の高齢化と減少は顕著であり、今後も遊休農地の新規発生が見込まれるところ、「遊休農地の割合」は現状（1.03%）を維持することを目標とする。</td></tr>
<tr><td>推進方法</td><td>① 利用状況調査（農地パトロール）の実施
市内の全農地を対象とした利用状況調査（農地パトロール）を毎年実施し、遊休農地の早期発見に努める。
② 利用意向調査の実施
利用状況調査の結果、遊休農地と判定された農地の所有者を対象に今後の利用意向を調査する。
③ 農地中間管理機構（長野市農業公社）との連携
利用意向調査の結果、農地中間管理事業による貸付を希望する農地について、農地中間管理機構（長野市農業公社）へ情報提供を行う。
④ マッチング活動の推進
遊休農地の新規発生を防止するため、日頃から農地の現況を確認するとともに、出し手と受け手の意向把握に努め、マッチング活動を推進する。
⑤ 非農地決定の推進
利用状況調査の結果、再生困難（山林・原野化）と判定された農地については、所有者の申請に基づき「非農地決定」を行い、守るべき農地の明確化を図る。</td></tr>
</table>

（2）担い手への農地の集積・集約化

<table>
<tr><td>目　　標</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>管内の農地面積
(A)</th><th>集積面積
(B)</th><th>集積率
(B/A)</th></tr>
<tr><td>現　　状
令和８年４月</td><td>7,840 ha</td><td>1,151.50 ha</td><td>14.7 %</td></tr>
<tr><td>３年後の目標
令和11年４月</td><td>7,690 ha</td><td>1,453.41 ha</td><td>18.9 %</td></tr>
<tr><td>10年後の目標
令和18年４月</td><td>7,340 ha</td><td>2,106.58 ha</td><td>28.7 %</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>評価方法</td><td>目標の達成状況は「集積率」により評価する。</td></tr>
<tr><td>目標設定の考え方</td><td>「集積率」は直近の３年間で4.2ポイント（１年当たり1.4ポイント）増加しており、今後もこの傾向を維持することを目標とする。</td></tr>
<tr><td>推進方法</td><td>① 農地中間管理機構（長野市農業公社）との連携
農地の貸借を希望する情報を得たときは、速やかに農地中間管理機構（長野市農業公社）へ情報提供を行う。また、同機構（同公社）の依頼に応じて、担い手の紹介や農地のあっせんを行う。
② 地域計画の実現と見直し
地域計画を実現のため、農地の集積・集約化に向けた利用調整を行い、農地中間管理事業による権利設定を促進する。また、地域計画の見直しに際しては、地域における協議の場へ出席するなど、積極的に関与する。
③ マッチング活動の推進
農地の効率的な利用を図るため、日頃から農地の状況を確認するとともに、出し手と受け手の意向把握に努め、マッチング活動を推進する。</td></tr>
</table>

（3）新規参入の促進

<table>
<tr><td>目　　標</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>新規参入者数
（個人・法人）</th><th>新規参入者
取得面積</th></tr>
<tr><td>現　　状
令和８年４月</td><td>46 経営体</td><td>11.55 ha</td></tr>
<tr><td>３年後の目標
令和11年４月</td><td>223 経営体</td><td>84.51 ha</td></tr>
<tr><td>10年後の目標
令和18年４月</td><td>636 経営体</td><td>254.75 ha</td></tr>
</table>
※ 新規参入者及び新規参入者取得面積は「現状」からの累計値。
</td></tr>
<tr><td>評価方法</td><td>目標の達成状況は「新規参入者数」により評価する。</td></tr>
<tr><td>目標設定の考え方</td><td>「新規参入者数」は直近の３年間で176経営体（１年当たり59経営体）増加しており、今後もこの傾向を維持することを目標とする。</td></tr>
<tr><td>推進方法</td><td>① 関係機関との連携
農地中間管理機構（長野市農業公社）や農業協同組合など関係機関と連携し、農地のあっせん等を行う。
② 農家相談会の開催
市内各地で農家相談会を開催し、就農等に関する相談にきめ細やかに対応する。
③ 新規就農者へのフォローアップ
農業政策課が組織化したサポートチームの一員として、新規就農者の諸課題に対する助言・指導を行う。
④ 多様な担い手の参入促進
効率的な活用が困難な狭小農地等の受け手として、定年就農者及び移住就農者、兼業就農者（半農半Ｘ）等の多様な担い手の参入を促進する。</td></tr>
</table>

３　地域計画の目標を達成するための役割

当市において作成された地域計画に基づき、農地の効率的・総合的な利用を図るため、農業委員会は次に掲げる役割を担うものとする。

① 日常的な見回りによる農地の現況確認
② 農家への声掛け等による出し手と受け手の意向把握
③ 地域計画に位置付けられた担い手への農地の集積・集約化に向けた利用調整とマッチング活動の推進
④ 農地中間管理事業による権利設定の促進
⑤ 地域計画の見直しへの積極的な関与